

大阪広域環境施設組合安全衛生小委員会運営要領

制 定 平成 27 年 5 月 15 日

改 正 平成 28 年 4 月 18 日

改 正 令和元年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大阪広域環境施設組合安全衛生委員会（以下「委員会」という。）運営要綱第 9 条の規定に基づく専門部会として設置する大阪広域環境施設組合安全衛生小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 小委員会は次の各号に掲げるもののほか、委員会から付託された事項及び、その他緊急を要する事項について調査審議し、報告することを目的とする。

- (1) 公務災害の分析と対策に関すること
- (2) 災害防止月間の設定と取り組みに関すること
- (3) 喫煙対策に関すること

(構成)

第 3 条 小委員会は次の 5 名の委員をもって構成する。

- (1) 総務課長代理
- (2) 施設管理課長代理
- (3) 副工場長のうち事務局長が指名したもの 1 名
- (4) 労働安全衛生に関する知識及び経験を有するもの 2 名

2 前項第 2 号から第 4 号に掲げる委員のうち半数は、職員の過半数で組織する労働組合の推薦する者とする。

(委員長)

第 4 条 小委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたるときは、施設管理課長代理、副工場長のうち事務局長が指名したものの順に委員長に就くものとする。

(運営)

第 5 条 小委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 小委員会の事務を処理させるため事務局を総務課に置く。

(報告等)

第 7 条 委員長は、小委員会の議事録を作成するとともに、委員会委員長に報告しなければならない。

(附則)

この要領は、平成 27 年 5 月 15 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する。

(附則)

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する